

## 徳島市農地施設アドプト事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、農地施設の機能保全及び市民の農村環境に対する美化意識の向上に資するため、農地施設アドプト活動を支援する事業を実施することとし、もって市民と協働したまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地施設 耕地課が管理する水路又は道路をいう。
- (2) 農地施設アドプト活動 市と市民が組織するボランティア団体が当該ボランティア団体を里親、農地施設を養子とみなして、養子縁組に係る合意書を取り交わし、当該ボランティア団体が農地施設及びその周辺で行う環境美化活動をいう。

### (活動区間)

第3条 農地施設アドプト活動の区間は、次の各号に掲げる農地施設の区分に従い、当該各号に定める区間とする。ただし、他の同様の農林水産関係事業により市、県等から助成、補助等を受けている農地施設の区間については、この限りでない。

- (1) 水路 100メートル以上連続した区間で農地施設アドプト活動を行おうとする者が指定したもの
- (2) 道路 200メートル以上連続した区間で農地施設アドプト活動を行おうとする者が指定したもの

### (活動団体)

第4条 農地施設アドプト活動を行うボランティア団体は、小学5年生以上の者で構成され、かつ、次のいずれかの要件を備える団体とする。

- (1) 市の区域内に存する学校に在学し、又は事務所、事業所その他の団体に勤務する5人以上の者で構成されていること。
- (2) 市の区域内に住所を有する5人以上の者で構成されていること。

### (参加申込み)

第5条 農地施設アドプト活動を行おうとするボランティア団体は、農地施設アドプト活動参加申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(合意書の締結)

第6条 市長は、前条の規定により、申込書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、当該ボランティア団体（以下「里親」という。）と合意書（様式第2号）を取り交わすものとする。

(活動計画書の提出)

第7条 里親は、農地施設アドプト活動を行おうとするときは、事前に活動計画書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(里親の活動)

第8条 里親は、農地施設アドプト活動として、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 活動区間内の清掃、除草、ごみの収集等
- (2) 活動区間内における施設の損傷、不法投棄の情報等の情報提供
- (3) その他合意書で定めた活動

2 里親は、前項第1号の活動にあつては原則として年3回以上行うものとし、同項第2号及び第3号の活動にあつては適時行うものとする。

(市の支援)

第9条 市は、里親の農地施設アドプト活動に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 活動に必要なごみ袋、軍手、タオル等の支給及び用具類の一部の貸与
- (2) 里親の活動を顕彰するための看板費用
- (3) 里親の活動にかかわるボランティア保険の加入費用
- (4) 里親が集積し、市の指定する処分場に搬入されたごみの処理費用

(安全の確保)

第10条 里親は、農地施設アドプト活動を行う際、自らの責任において作業を行い、事故が発生しないよう安全に十分配慮するものとする。

2 未成年者が農地施設アドプト活動を行うに当たっては、必ず保護者又は地元関係者等の指導監督の下で行うものとする。

3 里親は、事故が発生した場合は、速やかに事故報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(活動報告書の提出)

第11条 里親は、農地施設アドプト活動の期間が終了したときは、終了後2週間以内に活動報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(辞退)

第12条 里親は、農地施設アドプト活動を辞退しようとするときは、活動辞退届(様式第6号)を市長に提出するとともに、貸与された用具類を市に返還するものとする。

(合意の解除)

第13条 市長は、里親がこの要綱に従わないとき、又は里親の活動が適当でないと認めるときは、里親との合意を解除するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年5月11日から施行する。